

鳥取縣公報

條例

鳥取縣條例第四十五號

昭和二十二年七月鳥取縣條例第二十號鳥取縣稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例中改正條例

第一條中「縣民稅及び遊興稅」を「縣民稅、入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅」に改める。

第四條 縣稅として課すべき稅目は左に掲げるものとする。

普通稅

獨立稅

一 縣民稅

昭和二十三年八月五日
外 木

- 二 地 租
- 三 家 屋 稅
- 四 事 業 稅
- 五 特別所得稅
- 六 鑛 產 稅
- 七 入 場 稅
- 八 酒 消 費 稅
- 九 電 氣 ガ ス 稅
- 十 鑛 区 稅
- 十一 船 舶 稅
- 十二 自 動 車 稅
- 十三 軌 道 稅
- 十四 電 話 加 入 權 稅
- 十五 電 柱 稅
- 十六 不 動 產 取 得 稅

- 十七 木材取引税
- 十八 漁業権税
- 十九 狩獵者税
- 二十 遊興飲食税
- 二十一 入場税

目的税

一 都市計畫税事業税(第一種事業)別

第五條 削除

第六條 木材引取税は鳥取縣用材検査規則による素材の検査を受けた者又は木材需給調整規則第三條第一號乃至第四號の規定により素材検査を要しないものは伐採した者を引取者としてこれを賦課する。

第十一條中「昭和二十二年三月法律第三十三号地方税法附則第五項」を「地方税法第四百六條」に改める。

第十二條 事業税の課税標準たる法人の所得金額は知事又は地方事務所長がこれを調査決定する。

2 個人の事業税及び特別所得税の所得金額は事業税及び特別所得税審査委員会(以下審査委員会とす。)の

の審査を経て知事又は地方事務所長がこれを決定する。但し審査委員会閉會後新たに所得額の決定を要するとき又は既に決定した所得金額に錯誤のあることが明らかなる場合には審査委員会の審査を経ずして決定することができる。

3 前項の審査委員会に関する規程は知事がこれを定める。

第十三條 削除

第十六條 地方税法第二十九條第四項の規定による者の使用する電気又はガス及び地方税法施行令第十五條の規定による電気については知事又は地方事務所長がその料金を算定する。

第十七條 第一項中第六号を次のように改める。

六 削除

同項第八號中「及び價格三百円未満の漁業権の取得」を削る。

第十九條 第一號中「營業税」を「事業税及び特別所得税」に改める。

第二十一條 第二項中「純益金額」を「所得金額」に改める。

第二十二條 電気ガス税(地方税法第七十九條第四項に規定する者の使用する電気又はガスに対するものを除く)は電気事業者又はガス事業者を入場税は源泉浴場の經營者を地方税法第三十六條の規定による特別徴收義務者とする。

第三十條中「第二十六條」を「第二十七條」に改める。

第三十三條 第一項中「電気税」を「電気ガス税」に「電気料金」を「電気又はガス料金」に改める。

第三十六條 電気ガス税の特別徴收義務者は少くとも左に掲げる事項を帳簿に記載しなければならぬ。

一、電気又はガス使用者の住所氏名

二、電気又はガスの使用場所

三、定額又は定量燈数、電気又はガス使用量及び電気又はガス料金

四、電気ガス税の徴收金額

第三十七條 地方税法第十六條第二項の規定により市町

村に交付する取扱費は左に掲げる割合とする。

市 徴收額の千分の二十

町 同 千分の二十二

村 同 千分の二十八

2 納期限後十日までに拂込んだ税金に対しては前項に定めるものの外その拂込金額の千分の十に相当する金額を交付する。

3 前二項の取扱費は左の二期に分け、これを交付する。

前期分 十一月

後期分 翌年五月

第五十三條中「二万分の四」を「二万分の二十」に改める。

第五十七條中「第二項」を「第五條第一項」に改め「別記第十九號様式」の下に「又は別記第十九號の二様式」を加える。

第五十八條中「第四項」を「第三項、第五條第三項及び第七條」に改め「別記第二十號様式」の下に「又は別記第二十号の二様式」を加える。

第五十九條中「營利法人が營業」を「法人（民法第三十

四條の法人を除く）が事業又は業務」に改める。
第六十條中「電氣税（電氣事業者から供給を受ける電氣

に對するものを除く）」を「地方税法第七十九條第四
項に規定する者の使用する電氣又はガスに對する電氣
ガス税」に改める。
第六十條の二 鑛産税の納税義務者は事業所及び鑛産價

格その他必要事項を記載した毎月分の申告書を別記第
三十三號様式により翌月十日までに知事又は所轄地方
事務所長に提出しなければならない。但し經營を廃止
した場合においては直ちにこれを提出しなければなら
なす。

第六十二條中「電氣税」を「電氣ガス税」に「電氣料金
額」を「電氣又はガス料金額」に「知事」を「知事又
は所轄地方事務所長」に改める。
第六十三條中「第二十條」を「第二十一條」に改める。
第六十五條中「第三十六條」を「第三十八條第一項」に
改める。

第六十六條中「第三十二條」を「第三十三條」に改める。
第六十六條の二 地方税法施行規則第十四條及び第十五
條の規定により租地の免除を受けようとする者は別記
第三十五號様式により知事に提出しなければならない。
第六十七條 削除
第六十八條 削除
第六十九條中「第八十一條」を「第一百二十六條」に改め
る。

別表、別記第十九號様式乃至第二十一號様式、第二十四
號様式、第三十一號様式及び第三十三號様式を次の通
りに改め第五號様式中「第二十六條」を「第二十七條」
に第九號様式中「三月」を「五月」に「四錢」を「二
十錢」に改め第十九號様式の次に第十九號の二様式を
第二十號様式の次に第二十號の二様式を第三十五號様
式の次に第三十五號の二様式を加える。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。
この條例は昭和二十三年度分の縣稅（法人に對する事業

税については昭和二十三年四月一日以後に終了する事業
年度分又は同日以後における合併若しくは解散による分）
からこれを適用する。但し、月税については昭和二十三
年七月分からこれを適用する。

昭和二十三年六月鳥取縣條例第三十一號臨時鳥取縣稅徵
收條例はこれを廃止する。

昭和二十三年度に限り新たに事業税、特別所得税の納税
義務者となつた者は第五十七條の規定による申告書を八
月三十一日までに知事又は所轄地方事務所長に提出しな
ければならぬ。

昭和二十三年度分にして定期に賦課及び追徴すべき左
の縣稅は第八條の規定にかゝらず左に掲げる賦課期日
及び納期によりこれを徵收する。

別 表

縣稅の賦課期日課稅標準賦課率又は賦課定額、納期及び納稅地

税 目	賦課期日	課稅標準	年稅月稅		賦課率又は賦課定額	納 期	納稅地
			日稅	月稅			
地 租	四月一日	土地賃賃價格	年稅	月稅	賃賃價格の百分の一五〇、〇	四月二十日より 同三十日まで	土地の 所在地

税 目 賦課期日 納 期

地 租 八月二十日より
同三十一日限り

家 屋 税 六月一日 同

事 業 税（第二種事業） 十二月二十日より
同三十一日限り

特別所得税 同

事 業 税（第一種事業） 第一期九月二十日より
第二期同月三十日限り
第二期同月二十日限り
同月二十八日限り

電話加入權税 九月二十日より
同月三十日限り

電 柱 税 同

自 動 車 税 同

家屋税	五月一日家屋賃貸價格	同	同	百分の一八七、五	五月二十日より 同三十一日まで	家屋の 所在地	
特別 所得税	前年(業務 廃止の場合 まで)の業 務所得	同	同	第一種業務 業務所得の百分の四八 第二種業務 同 百分の六〇	法人(特別法人を除く)及び個人 第一種業務所得の百分の九、〇 特別法人及び個人 第二種業務所得の百分の六、〇	法人に對する分る 個人に對する分る 地方税法第七條 の規定による分 の業務廃止の 場合のものは その都度定め る	縣内の主 たる業務の 所在地
事業税	前年(事業 廃止の場合 まで)の事 業所得	同	同	第一種業務 業務所得の百分の四八 第二種業務 同 百分の六〇	第一種業務 同 百分の六〇	縣内の主 たる業務の 所在地	
所得税	前年(業務 廃止の場合 まで)の業 務所得	同	同	第一種業務 業務所得の百分の四八 第二種業務 同 百分の六〇	第一種業務 同 百分の六〇	縣内の主 たる業務の 所在地	
電氣特別 徴収金	電氣若しく はガス料金 の支拂日	同	同	電氣又はガス料金の百分の五	毎月二十日より 末日まで	事業所の 所在地	
電氣普通 徴収金	電氣若しく はガス料金 の支拂日	同	同	電氣又はガス料金の百分の五	毎月二十日より 末日まで	事業所の 所在地	
礦産税	礦産價格	同	同	礦産價格の千分の四	毎月二十日より 末日まで	事業所の 所在地	

昭和二十三年八月五日 (第三種郵便物認可)

家屋税	五月一日家屋賃貸價格	同	同	百分の一八七、五	五月二十日より 同三十一日まで	家屋の 所在地	
特別 所得税	前年(業務 廃止の場合 まで)の業 務所得	同	同	第一種業務 業務所得の百分の四八 第二種業務 同 百分の六〇	法人(特別法人を除く)及び個人 第一種業務所得の百分の九、〇 特別法人及び個人 第二種業務所得の百分の六、〇	法人に對する分る 個人に對する分る 地方税法第七條 の規定による分 の業務廃止の 場合のものは その都度定め る	縣内の主 たる業務の 所在地
事業税	前年(事業 廃止の場合 まで)の事 業所得	同	同	第一種業務 業務所得の百分の四八 第二種業務 同 百分の六〇	第一種業務 同 百分の六〇	縣内の主 たる業務の 所在地	
所得税	前年(業務 廃止の場合 まで)の業 務所得	同	同	第一種業務 業務所得の百分の四八 第二種業務 同 百分の六〇	第一種業務 同 百分の六〇	縣内の主 たる業務の 所在地	
電氣特別 徴収金	電氣若しく はガス料金 の支拂日	同	同	電氣又はガス料金の百分の五	毎月二十日より 末日まで	事業所の 所在地	
電氣普通 徴収金	電氣若しく はガス料金 の支拂日	同	同	電氣又はガス料金の百分の五	毎月二十日より 末日まで	事業所の 所在地	
礦産税	礦産價格	同	同	礦産價格の千分の四	毎月二十日より 末日まで	事業所の 所在地	
鎮区税	十一月 一日	同	同	試掘鎮区 採掘同 同 砂鎮区河床 河床に非ざるもの 延長一町毎に十圓 二十圓 蒸氣船及發動機船總噸數一噸につき三十圓 二十圓	十一月二十日より 同三十日まで	鎮区又は 砂鎮区 の所在 地	
船舶税	四月一日 船取 得の日	同	同	船舶取得價格の百分の十	四月二十日より 同三十日まで	主たる定 場又は船籍 港の所在 地	
自動車税	四月一日 自動車 の取 得日	同	同	客車 十四人乗まで一輛につき五千圓 十四人乗以上一人を増す毎に三百 圓を加える 貨物車 千噸積まで一輛につき四千八百圓 千噸積以上五百噸までを増す毎 に六百圓を加える 自動車 一輛につき 千二百圓 二輪車 一輛につき 六百圓 その他 同 三千圓	四月二十日より 同三十日まで	主たる定 置場の所 在地	
軌道税	四月一日 軌道の 延長	同	同	軌道の延長 一米につき 三圓	その都度定め る	軌道の 所在地	
電話加入 権税	同	同	同	電話規則に規定せる四級局区内のもの 電話加入権一権利につき事務用 六百圓 住宅用 六百圓 同五級、六級の郵便局区内のもの 住宅用 四百八十圓 事務用 四百八十圓 同七級郵便局区内のもの 住宅用 三百六十圓 事務用 三百六十圓 共同加入については定額の十分の七とする	同	電話機 の所在 地	

昭和二十三年八月五日 (第三種郵便物認可)

電柱税	同	電柱の數	同	電話加入権 一権利につき 三百圓	その都度定める	電柱の 所在地
不動産 取得税	不動産 取得の日又 は登記の日	不動産の 取得價格	隨時税	不動産取得價格の百分の十 戦災者引揚者にして自己の住居の用に供す る延十五坪未満の家屋の取得の場合は取得 價格の百分の五	その都度定める	不動産の 所在地
引木 取税材	鳥取縣用 材検査規 則により 素材の検 査を受け た又は採 伐した日 の検査は しない日 の採伐も	検査を受け た素材又は 伐採の石數	隨時税	素材 一石につき 十二圓	その都度定める	木材の主た る生産地
漁業権の 定賃賃價格 の面積	漁業権の 定賃賃價格 の面積	定置漁業評 定賃賃價格 の百分の四十五 區劃漁業漁場 面積一アールにつき 五圓	隨時税	定置漁業評 定賃賃價格の百分の四十五 區劃漁業漁場 面積一アールにつき 五圓	その都度定める	

漁業権税	四月一日	漁業権の 權利數	年税	専用漁業 海面専用 組合員五十人まで一権利につき百八十圓 五十人以上五十人までを増す毎に百三 十五圓を加える 河川湖沼専用 組合員二百人まで一権利につき三百十五 圓二百人以上二百人までを増す毎に百八 十圓を加える 特別漁業評定賃賃價格の百分の四十五	四月二十日より 四月三十日まで る所在の地	漁業権の主た る所在の地
狩獵者税	狩獵免 許の日	狩獵免許 數	隨時税	狩獵免許一等のもの一免許につき二千四百圓 二等のもの同 三等のもの同 五百圓	その都度定める	狩獵免許者 の住所在地
入湯税	入湯の日	入湯の日數	日税	入湯一日につき 十圓	入湯の日	浴場所在地

第十九號様式

昭和 年分 (業務) 所得金額申告書

知事(事務所)宛
住所(主たる業務所)又は業務所の所在地
本籍地
氏名印

事業所(業務所)の種別
基本収入必要所得金額
備考

備考 一 事業又は業務を廃止した場合は廃止年月日を備考欄に記載すること。

第十九號の二様式

自昭和 年 月 日 事業年度事業所得金額申告書

知事宛 所在地	電話番號
地方事務所 法人名	申告に應答 する係員名
区分	代表者氏名印

普通所得	一、決算確定 添付書類	昭和 年 月 日
清算所得	二、合併に 関する計算書	同日
	貸借対照表	同日
	損益計算書	同日
	清算に関する計算書	同日

第二十號様式

昭和 年分 (業務) 所得金額届書

- 一、事業 (業務) の種類
主たる事業所 (業務) の所在地
- 二、主たる事業所 (業務) の所在地
- 三、主たる事業所 (業務) の所在地
- 四、主たる事業所 (業務) の所在地
- 五、主たる事業所 (業務) の所在地
- 六、鳥取縣内事業所 (業務所) 毎の所得

事業 (業務) 所	事業 (業務) 所	収入金額	必要経費	備考
所在地の名称	種類			

右地方税法施行規則第四條第三項及び第七條の規定により届けます

昭和 年 月 日 氏名印

(知事宛) 地方事務所宛

備考

収入金額とあるは物品販賣業については賣上金額無盡業については給付金、契約現在高、信託業については信託報酬、製造業 (瓦斯事業を除く) については國定資産、鑛業及び砂鑛業については鑛産物價格と読み替えるものとする

第二十號の二様式

昭和 年分事業所得金額届書

備考

- 一、財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は清算書若しくは合併に関する計算書を添付すること。
- 二、収入金額とあるのは物品販賣業については賣上金額、無盡業については給付金、契約現在高、信託業については信託報酬、製造業 (瓦斯事業を除く) については國定資産、鑛業及び砂鑛業については鑛産物價格と読み替えるものとする。
- 三、清算所得の場合は第四の期に合併又は解散の日を記載すると共に収入金額及び必要経費の種類を合併又は解散の日における資産價格とすること。

第二十一號様式

事業 (業務) に関する申告

- 一、事業所 (業務所) の所在地
 - 二、名称
 - 三、事業 (業務) の種類及び種目
 - 四、事業 (業務) の開始又は設立、承継、廃止年月日
- 右申告致します

事業所の事業所の事業の 所在地名称種類	収入金額	必要経費	備考
------------------------	------	------	----

- 一、事業の種類
- 二、主たる事業所の所在地
- 三、事業所の名称
- 四、事業年度又は年別区分
- 五、決算確定の年月日
- 六、所得金額
- 七、主たる事務所所在地の道府縣知事に申告した日
- 八、鳥取縣内事業所毎の所得

右地方税法施行規則第五條第三項及び第七條の規定により届けます

昭和 年 月 日

名称代表者氏名印

(知事宛) 地方事務所宛

昭和 年 月 日
事業所(業務所)の所在地又は住所氏名又は名称代表者氏名

知事
(地方事務所長)宛
備考

法人の設立、承継の場合は定款、株式名対照表を添付すること。

第二十四號様式

自動車に関する申告

- 一、自動車の種別
- 二、用途
- 三、車輛番號並びに使用許可年月日
- 四、主たる定置場
- 五、定員
- 六、貨物積載量
- 七、車輪數
- 八、所有団体名
- 九、取得價格及び取得年月日

右申告致します

昭和 年 月 日

住所
氏名印

知事
(地方事務所長)宛
備考

- 一、自動車の種別は普通自動車(客車、貨物車)特殊自動車、小型自動車(二輪車、三輪車、四輪車、乗用車、貨物車)の区分により記載すること。
- 二、用途は營業用、自家用等の別を記載すること。
- 三、第八の所有団体名は國、地方団体の所有してゐるものを使用の場合に記載すること。
- 四、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときはこの申告書に準じて申告することができる。

第五十三號様式

礦産に関する申告

- 一、事業所の所在地
- 二、事業所の名称
- 三、採掘期間
- 四、礦産物の種類、數量及び價格

昭和 年 月 日

事業所の所在地又は住所氏名又は名称代表者氏名印

知事
(地方事務所長)宛

第三十五號の二様式

神社(寺院)境内地
(教会構内地)
(私立學校用地)
地租免除申請

昭和 年 月 日
納稅義務者
宛住所氏名印

郡市町村大字字	地番	地目	地種	賃貸價格	用途	設立又は區域変更年月日
土地の所在地	地番	地目	地種	賃貸價格	用途	設立又は區域変更年月日

添付書類

第三十一號様式

電氣ガスに関する申告

- 一、定額及び従量燈の燈數又は電氣若しくはガス使用量
- 二、電氣又はガスの使用地

昭和 年 月 日

事業所所在地事業所の名称及び代表者氏名印

知事
(地方事務所長)宛

- 一、定額燈の燈數は燭光別に記載すること。
- 二、申告事項及び納稅義務者の異動並びに納稅義務が消滅したときは、この申告書に準じて申告すること。

◇鳥取縣條例第四十六號
 昭和二十一年十月鳥取縣條例第十六號鳥取縣々稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月五日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣々民稅賦課徵收條例中改正條例

第一條中「營業所」を「事業所」に改める。
 第四條中「二百四十円」を「四百五十円」に「第四十五條」を「第四十七條」に改める。
 第七條中「百分の五十」を「百分の四十五」に、「法人營業稅制」を「法人事業稅制」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。
 第十二條中「法人營業稅額」を「法人事業稅額」に改める。
 第十四條 削除
 第十五條中「十月」を「九月」に改める。

附 則
 この條例は公布の日からこれを施行する。

昭和二十三年年度に限り第四條中「四百五十円」とあるのは「六百七十五円」に、第五條中「七月」とあるのは「八月」に、第七條中「法人事業稅制」とあるのは「法人營業稅制」に、第十五條中「九月」とあるのは「十月」に讀み替えるものとする。

◇鳥取縣條例第四十七號
 昭和二十三年七月鳥取縣條例第四十四號鳥取縣入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月五日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例中改正條例

別表酒消費稅の項中「百五分の百の」を削り、遊興飲食稅の項中「その他これらに類する場所」の下に「及び婦女が客席で接待する喫茶店」を「宿泊」の下に「前號以外の」を加える。
 別記第七號様式を次のように改める。

第七號様式(酒類代金の場合)

第 七 號	價 收 書
一、酒の種類	
一、販賣量	
一、代 金	円
一、酒消費稅	錢
合 計	合(本)

右金額領收致しました

昭和 年 月 日
 販賣場所在

何 某 宛

氏 名 印

附 則

この條例は昭和二十三年八月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第四十八號

昭和十九年四月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅目的稅賦課率條例の一部を次のように改める。

昭和二十三年八月五日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅目的稅都市計畫稅賦課率條例中改正條例
 第一條中「營業稅」を「事業稅(第一種事業)」に「四錢」を「二錢九」に改める。

附 則
 この條例は昭和二十三年度分からこれを適用する。

規 則

◇鳥取縣規則第四十八號

昭和二十二年七月鳥取縣規則第十三號鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十三年八月五日
 鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅賦課徵收條例等施行規則中改正規則

第一條中「遊興稅條例とは、昭和二十二年鳥取縣條例第九號鳥取縣遊興稅賦課徵收條例」を「入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅條例とは、昭和二十三年鳥取縣條例第四十四號鳥取縣入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅賦課徵收條例」に改める。

第二條第一項中「遊興稅（入場稅、電氣稅）徵收簿」を「入場稅（酒消費稅、電氣ガスマ稅、遊興飲食稅）徵收簿」に改める。

第七條中「營業純益調查簿」を「事業稅調查簿及び特別所得稅調查簿」に改める。

第八條の二、知事又は地方事務所長は別記第十七號の二様式乃至第十七號の四様式により條例第二十條第二項の規定による通知をしなければならない。

第八條の三、知事又は地方事務所長は別記第十七號の五様式による入場券檢印押捺簿を備え付けなければならない。

第九條中「遊興稅條例第九條」を「入場稅、酒消費稅及び遊興飲食稅條例第七條」に改める。

第十條に次の一項を加える。

前項の引繼を受けたときは、引繼をした知事又は地方事務所長に引受通知をしなければならない。

第十一條第項中「縣民稅條例第十六條及び遊興稅條例第十九條」を「及び縣民稅條例第十六條」に改め、同項中「第二十號様式」を削る。

第十六條第三項を次のように改める。

前項の引繼を受けた知事又は地方事務所長は二十日以内に調定額及び滞納額の調定及び引受通知をなし、引繼をした知事又は地方事務所長は引受通知により調定額及び滞納額を減額しなければならない。

第十八條 地方稅法第二百六條の規定により特別徵收義務者の検査をした吏員は別記第三十二號の二様式による縣稅檢査簿を備え、これを整理しなければならない。

第二十條中「第十六條、第二十條第二項及び第四十條」を「第十七條、第二十一條第二項、第三十八條及び第四十二條」に改める。

第二十一條 削除

別記第十號様式中「法人營業稅額」を「法人事業稅額」

に、第十五號様式中「營業純益調查簿（個人）」を

「事業稅調查簿（特別所得稅調查簿）」に、「營業所」

を「事業所（業務所、事務所）」に、第十六號様式中

「營業稅純益調查簿」を「事業稅調查簿」に、「營業

名」を「事業名」に、「純益」を「所得」に、「施行

令第十二條」を「施行令第九條」に改め、第七號様式、

第十七號様式及び第十九號様式乃至第二十三號様式を

別記の通り改め、第 號様式及び第二號様式の自動車

稅台帳備考に次の一項を加え、第十七號様式の次に第

十七號乃至第十七號の五様式を第三十二號様式の第三

十二號の二様式を加える。

使用者に課稅の場合は摘要欄に所有者名を記載すること。

附 則

この規則は公布の日から、これを施行する。

昭和三十三年度に限り、第十號様式中「法人事業稅額」

とあるのは「法人營業稅額」と讀み替するものとする。

第七號様式

町(村)		税										
備考	未入	損額	納額	入 濟 額		滞納	報告	前日	報告	滞納	報告	
				納額	滞納							

昭和 年度
縣 稅 徵 收 簿
縣 (地方事務所)

第十七號様式

第 號

昭和 年 月 日

(知 事 宛)
(地方事務所長)

市町村長宛

地方税法第八條第二項による事業税額分割通知

一、事業の種類	六、事業年度又は年別区分
二、納税義務者	七、所得金額
三、同上所在地	八、所得総額
四、貴市町村内の事業所の名称	九、同上の内、貴市町村分決定額
五、同上所在地	十、同縣稅額及び賦課率

第十九號様式

昭和 年 月 日

市町村長 宛

(知 事 宛)
(地方事務所長)

縣稅取扱費請求書

徵收金額	計	取扱費	計
逕月十日までの拂込額	逕月十日以後の拂込額	逕月十日までの分	逕月十日以後の分

第二十號様式削除

第二十一號様式

昭和 年 月 日

市町村長 宛

(知 事 宛)
(地方事務所長)

縣稅徵收交付金請求書

縣當額の賦課額	條例第十條の規程による市町村の八分の額	同上の百分の九十の額	滞納報告額	交付金額
---------	---------------------	------------	-------	------

第二十二號様式

縣稅徵收取扱費調

市町村名	徵收金額	取扱費	備考
逕月十日までの拂込額	逕月十日以後の拂込額	逕月十日までの分	逕月十日以後の分
計	計	計	計

右報告します

昭和 年 月 日

地方事務所長 宛

知 事 宛

備 考

一、過誤納還付したる額あるときはその旨備考に記載のこと。

第二十三號様式

縣稅徵收交付金調

市町村名	縣當額の賦課額	逕月十日までの拂込額	逕月十日以後の拂込額	滞納報告額	交付金額
------	---------	------------	------------	-------	------

右報告します

昭和 年 月 日
地方事務所長 宛

知 事 宛
備 考

一、條例第十六條第一項の該当のものを始めに記載し、第二項該当のものを續いて記載すること。

第十七號の二様式

事業税(個人)及び特別所得税

事業所得決定通知書

事業の種類	昭和 年度分所得金額
-------	------------

左の通り決定したから通知する

昭和 年 月 日

地方事務所長 宛

注 意

この決定に不審の点あるときは、この通知を受けた日より十日以内に必要書類及び通知書を添付し再審査の申立をすることができ

(裏)

市郡	町大字
地方事務所	殿

第十七號の三様式
事業税(法人)

事業所得決定通知書

事業年度	事業の種類	決定金額	決定年月日	摘要
自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日				

右の通り決定しながら通知する

昭和 年 月 日
地方事務所長 宛
注意 この決定に不審の点あるときは、この通知を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し、再審査の申立をすることができる

第十七號の四様式

(事業税及び特別所得税以外の認定課税)

決定通知書

義務発生年月日

課税標準額

備考

税目

右の通り決定したから通知する
昭和 年 月 日

宛 地方事務所長 宛

注意 この決定に不審の点あるときは、この通知を受けた日より十日以内に必要な帳簿書類及び通知書を添付し再審査の申立をすることができる

第十七號の五様式
入場券検印押捺簿

経営場名	経営者氏名
検印押捺月別枚数	検印押捺同上使用数
予定期間	使用数
	残数
	摘要

第三十二號の二様式

検査簿

所長検査年月日	検査者職氏名印
課税特別徴収住所	記事
徴収者氏名又は名称	
徴収税額	
右徴収期間	
検税額	

備考

- 一、徴収税額及び右徴収期間欄は検査を行った分について記載すること。
- 二、検税額は検査によつて徴税すべきを怠つていた税額を発見したとき記載すること。
- 三、記事欄には拂込状況及び指示事項等を記載すること。
- 四、種目別に別冊とすること。